

令和2年度 糸魚川市農作業標準料金表

1 農作業 標準賃金

(単位：円)

作業区分	基準	賃金	摘要
一般作業 (標準賃金)	8時間/日	8,200	・まかない(食事)なし ※ただし、作業内容・程度により受委託間で協議する。

2 農業機械作業 標準料金 (消費税含む)

作業名	機械等	区分	基準	作業料金	摘要
水田耕起	トラクター	未整備田	10a	7,600	・「整備田」とは土地改良法に基づく整備田とする。
		整備田	10a	6,800	
水田代かき	トラクター	未整備田	10a	8,600	・1枚10a未満の圃場は5割を上限として割増を加算する。
		整備田	10a	8,200	
田植	田植機	未整備田	10a	8,100	・湿田、倒伏等で作業条件の悪い場合は、受委託者間で話し合いの上、5割を上限として割増を加算する。
		整備田	10a	7,300	
田植	側条施肥田植機	未整備田	10a	9,100	・補助作業は標準料金外とし、受委託者間で話し合う。
		整備田	10a	8,400	
稲刈り	コンバイン	未整備田	10a	22,500	・隅植えや隅刈りは委託者が行う。
		整備田	10a	19,700	
生もみ運搬	自動車等		玄米60kg	200	・道路受けとする。
乾燥・調製 (粃摺)		玄米60kg		2,300	・生粃については、水分30%以上は標準料金の2割を加算する。 ・乾燥・調製が基本。乾燥のみ・粃摺のみは受委託間で協議する。 ・くず米を含む。
		玄米60kg(色選利用)		3,100	
土改材散布	機械		10a	1,180	・140kg/10a散布基準
溝切り	乗用に限る		10a	1,540	・枕地を含め10aのほ場で2往復、30aのほ場で3往復とする。排水口へのつなぎ作業は委託者が行い、基本以上の溝を切る場合は協議する。
			30a	2,570	
畦塗り	機械		1m当たり	50	・畔の片面

※ 耕地の条件、稲の倒伏の度合いや作業の内容などの実情により、摘要事項を確認していただき、両者で協議して決めてください。

※ 作業料金は機械による作業のみの料金です。田植え等で補助員がつく場合は、農作業標準賃金を目安に料金を両者で協議して決めてください。

3 機械の移送料金

作業名	基準	料金	摘要	
トラクター・田植機・コンバインの移送料	片道 (1回当たり)	5km以内	2,900	・5km以上の場合の加算額は、受委託者間で話し合う

◎上記に記載した料金は、あくまでも目安ですので、実際の金額は、ほ場の条件等により当事者間で協議のうえ決定してください。